

あま市避難行動要支援者避難支援計画



平成28年3月
あま市

目 次

第1	基本的な考え方	1
1	計画の目的・趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	用語の定義	1
4	対象災害及び地域	2
第2	避難支援体制の構築	3
1	避難支援体制の整備	3
2	市及び避難支援等関係者の役割	3
第3	避難行動要支援者の把握	5
1	避難行動要支援者名簿の作成	5
2	避難行動要支援者名簿の対象者	5
3	情報収集方法及び収集する情報の項目	5
4	避難行動要支援者名簿の情報の提供と適正管理	6
第4	個別支援計画の策定	8
1	個別支援計画の目的	8
2	個別支援計画の作成	8
3	個別支援計画に盛り込む内容	8
4	個別支援計画の適正管理	8
第5	避難誘導・安否確認体制の整備	10
1	避難に関する情報	10
2	情報伝達体制の整備	11
3	安否確認の実施	14
4	避難行動要支援者避難支援訓練の実施	16
第6	避難所における支援体制	17
1	避難所の開設	17
2	支援体制の把握・確認	17
3	避難所の環境整備	17
4	福祉避難所	18
5	心身の健康について	19
第7	福祉救援ボランティアとの連携	20
1	ボランティア活動のニーズの把握	20
2	各種ボランティアの人材確保	20
	資料編	22

1 基本的な考え方

1 計画の目的・趣旨

近年、台風や集中豪雨による風水害、東日本大震災、新潟県中越沖地震、阪神・淡路大震災等の自然災害により、家屋の倒壊、河川の氾濫、ライフラインの途絶など多くの被害が発生している。

こうした災害の犠牲者の多くは高齢者や介護を必要とする方々であることが確認されており、現在、災害時に配慮が必要と考えられる高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）などの避難支援対策が求められている。中でも、災害が発生し自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策が大きな課題となっている。

災害が発生した場合や災害の発生のおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を迅速かつ的確に行うためには、関係部局が連携し、避難支援を進める必要がある。

本計画は、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者が地域で安心して安全に暮らすため、災害に備えた避難行動要支援者に関する情報の共有、災害時における情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制を整備するために、「あま市避難行動要支援者避難支援計画」（以下「避難支援計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置付け

この避難支援計画は、「あま市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の風水害等災害対策計画編 第2章災害予防計画 第18節要配慮者の安全確保対策計画及び地震・津波災害対策計画編 第2章災害予防計画 第12節要配慮者の安全対策計画に規定する要配慮者の支援対策に関連して作成するものであり、要配慮者対策のうち、避難行動要支援者の避難支援に関する事項を具体化したものである。

この計画の策定に当たっては、平成25年8月に内閣府が発表した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び平成26年12月に愛知県が発表した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を参考とした。

3 用語の定義

この避難支援計画における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 要配慮者

防災施策において特に配慮を要する者で、対象範囲はひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人とする。

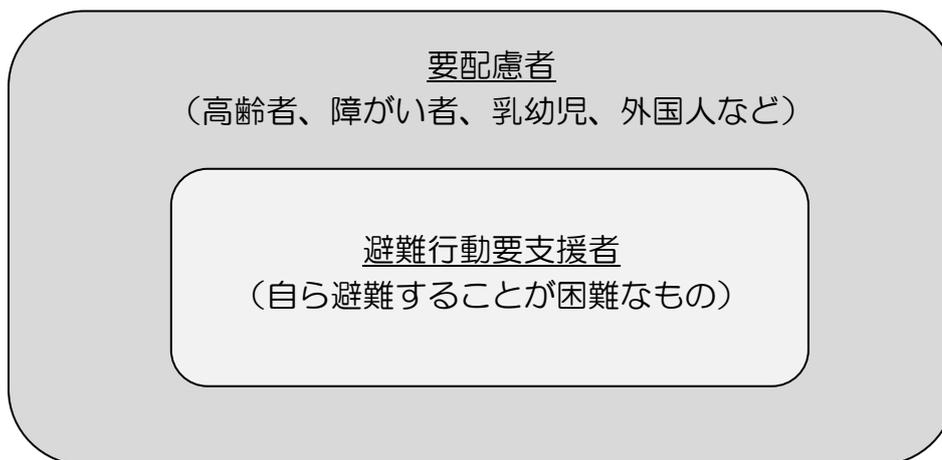
(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にある者で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとする。

(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者であって、対象範囲は海部東部消防署、津島警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、消防団とする。

<要配慮者及び避難行動要支援者のイメージ図>



4 対象災害及び地域

この避難支援計画は、風水害、地震等、全ての災害を対象とし、対象地域は、本市全域とする。

2 避難支援体制の構築

1 避難支援体制の整備

(1) 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援計画の円滑な運用を図るため、防災部局と福祉部局が協力して避難行動要支援者の避難支援のための業務を推進するものとする。

福祉部局は、日ごろから避難行動要支援者名簿を作成・管理し、個別支援計画の策定に努め、避難行動要支援者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。

(2) 地域における避難支援体制の整備

民生委員・児童委員、自主防災組織等は、日ごろから地域の避難行動要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりに努め、災害時には協力して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制を整備する。

(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等による避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日ごろから施設利用者に対する災害時の対応方法を定めておく。

2 市及び避難支援等関係者の役割

(1) 市の役割

- ①避難行動要支援者の全体把握
- ②支援機関との協力関係の構築と連絡体制の確立
- ③災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④一般の指定避難所における避難行動要支援者に配慮した設備の改善
- ⑤一般の指定避難所では対応が困難な避難行動要支援者を受け入れることが可能な避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定
- ⑥避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑦避難行動要支援者の避難支援訓練の実施
- ⑧災害時における避難・安否確認の状況把握
- ⑨災害時における避難所（福祉避難所）の運営支援

(2) 海部東部消防署の役割

- ①関係機関とのネットワーク構築
- ②災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ③災害時における避難行動要支援者の支援又は援助

(3) 津島警察署の役割

- ①関係機関とのネットワーク構築
- ②災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

(4) 民生委員・児童委員の役割

- ①あま市高齢者・障害者台帳の新規登録、変更・修正に関する調査への協力
- ②避難行動要支援者の把握
- ③災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

(5) 市社会福祉協議会の役割

- ①災害ボランティア組織の形成、育成等地域福祉の推進
- ②災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力
- ③災害時における避難行動要支援者の支援を行うボランティアの受入、派遣調整

(6) 自主防災組織の役割

- ①避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難準備情報などの伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ②災害時における避難行動要支援者の支援
- ③災害時における避難所（福祉避難所）の運営支援

(7) 消防団の役割

- ①災害時における避難準備情報等の伝達
- ②災害時における避難行動要支援者の支援

3 避難行動要支援者の把握

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の全体像を把握するため、主として支援が必要な対象者として考えられる高齢者、障がい者等について、福祉部局が収集した情報と、「あま市高齢者・障害者台帳」（様式第1号）（以下「台帳」という。）を使用し、民生委員・児童委員による調査結果に基づき、「あま市避難行動要支援者名簿」（様式第2号）を作成する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の対象者

避難行動要支援者名簿の対象者は、次の要件のいずれかに該当する者とする。ただし、施設等入院・入所者については、施設等で対応するため対象外とする。

なお、要配慮者のうち、妊産婦や乳幼児については、対象となる者の移り変わりが著しいことや、基本的に親など家族の保護の元にあり、災害時には保護者等により避難が行われることを想定して対象外としているが、関係部局において支援が必要な状況にある者の把握に努める。また、外国人等においても同様に支援が必要な状況にある者の把握に努める。

- ①在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者
（心臓、腎臓、ぼうこう、直腸機能障がいのみで該当する者は除く）
- ③療育手帳Aを所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者

3 情報収集方法及び収集する情報の項目

市は、福祉部局が保有する情報や民生委員・児童委員による台帳の調査結果、対象者への個別訪問等により得られた情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿に記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④郵便番号
- ⑤住所又は居所
- ⑥電話番号その他の連絡先
- ⑦避難支援等を必要とする事由（障がい、要介護、難病、療育の種別）（障害等級、要介護状態区分、療育判定等）
- ⑧その他

避難行動要支援者名簿を基に避難行動要支援者ごとのデータベースを作成する。

なお、データベースの作成に当たっては、建物名や建物ごとの居住者を記載している住宅地図を利用し、避難行動要支援者の情報と地図が一緒に表示できるように努めるものとする。これにより、住所と地図を照らし合わせる手間を省くことが可能となり、災害時において巡回による安否確認を迅速かつ円滑に進めることができる。

4 避難行動要支援者名簿の情報の提供と適正管理

(1) 情報の提供と適正管理

市は、災害時に的確な支援や安否確認を行うため、「避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書」（様式第3号）を使用し、事前に対象者本人から避難支援等関係者へ情報を提供することについて同意を得て、同意が得られた者のみ避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

情報の提供について同意を得ることが困難な避難行動要支援者については、あま市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定に基づき公開することが必要と判断された場合を除き、自主防災組織等に情報の提供は行わない。この場合においては、当該者の情報を保有する市の福祉部局で名簿の整理及び管理をする。

なお、避難行動要支援者名簿に記載されている内容には、個人情報が多く含まれることを考慮し、法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外に情報を提供する場合、情報の提供を受ける関係機関は、「避難行動要支援者名簿等に係る個人情報の保護に関する誓約書」（様式第4号）を市に提出する。

(2) 情報の更新

避難行動要支援者名簿の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠である。

市は、定期的にこれを行うものとする。また、対象者の状況の変化や異動を把握した場合は、随時、追加や修正を行うこととし、常に最新の情報となるように努める。

4 個別支援計画の策定

1 個別支援計画の目的

市は、避難行動要支援者の避難を支援するため、個別支援計画を策定していく。

個別支援計画の策定においては、避難行動要支援者名簿への記載内容のほか、避難支援等関係者等から得られた情報に基づき、避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ的確に実施するために必要な情報を盛り込み、避難行動要支援者ごとの状況に応じた個別支援計画を策定していく。

2 個別支援計画の作成

個別支援計画は、「あま市避難行動要支援者個別支援計画」（様式第5号）を使用し、同意が得られた者についてのみ策定していく。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

また、個別支援計画に本人が署名できない場合は、家族等の意思の確認により家族等が代わりに署名することができる。

3 個別支援計画に盛り込む内容

個別支援計画には、避難支援に必要な以下の項目を記載する。

- ①避難時に配慮しなくてはならない事項
- ②同居家族等
- ③緊急時の連絡先
- ④避難支援者情報
- ⑤避難場所等情報
- ⑥特記事項

4 個別支援計画の適正管理

(1) 保管及び使用の制限

個別支援計画の原本は、高齢者については福祉部高齢福祉課、障がい者については、福祉部社会福祉課障害福祉係が保管し、総務部安全安心課に副本を置くこととする。

個別支援計画は、災害時の避難支援及び各種訓練等の目的以外に使用して

はならない。

(2) 緊急時の情報提供

災害時において、避難行動要支援者の身体・生命を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は関係機関に対して個別支援計画の情報を提供することができる。

5 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難に関する情報

市は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合、下表のとおり避難準備情報の発表や避難の勧告・指示を発令する。

避難の勧告・指示は、空振りをおそれず危険が切迫する前に十分な余裕を持って行う。

また、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

<避難に関する情報の発表又は発令の要件と住民に求める行動>

区分	発表又は発令の要件	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 市内河川の水位が氾濫注意水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 市内河川の水位が避難判断水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合 災害対策本部、消防、警察などの巡視及び住民などの通報により、市が堤防等の異常現状を覚知したとき 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 市内河川の水位が氾濫危険水位に達したとき 災害対策本部、消防、警察などの巡視及び住民などの通報により、市が堤防等の異常現状を覚知したとき 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的災害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

市は、災害時優先電話、インターネット、ファックス、広報車、放送事業者等、様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難情報等の防災に関する情報を提供する。

また、市が発表又は発令した避難に関する情報が避難行動要支援者を含めた市民に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等、双方向を基本とした情報伝達体制を整備する。

<情報伝達手段>

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
災害時優先電話	○	
インターネット、ファックス		○
広報車両巡回による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
自主防災組織による直接呼びかけ	○	
市ホームページへの掲載		○
市メールシステム（安全安心メール）		○
市広報紙（臨時）の発行		○

情報伝達に当たっては、上記の情報伝達手段のほか、障がいの状況に応じて考慮する必要がある。このため、緊急の場合や適切な情報伝達に関する手段がない場合は、避難支援等関係者が避難行動要支援者宅を直接訪問し、情報伝達を行う必要がある。

(2) 「あま市緊急通報システム事業」の活用

在宅のひとり暮らしの高齢者及び身体障がい者等を対象に設置している緊急通報用機器は、災害時において情報伝達手段及び安否確認として有効である。

あま市緊急通報システム事業

<利用対象者>

- ア おおむね65歳以上の虚弱な在宅ひとり暮らし老人
- イ 身体障害者手帳等級区分1級～3級までの在宅ひとり暮らしの者
- ウ 要介護度4及び5の者をかかえる高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
- エ 重度身体障がい者をかかえる高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
- オ その他、市長が特に必要があると認める者

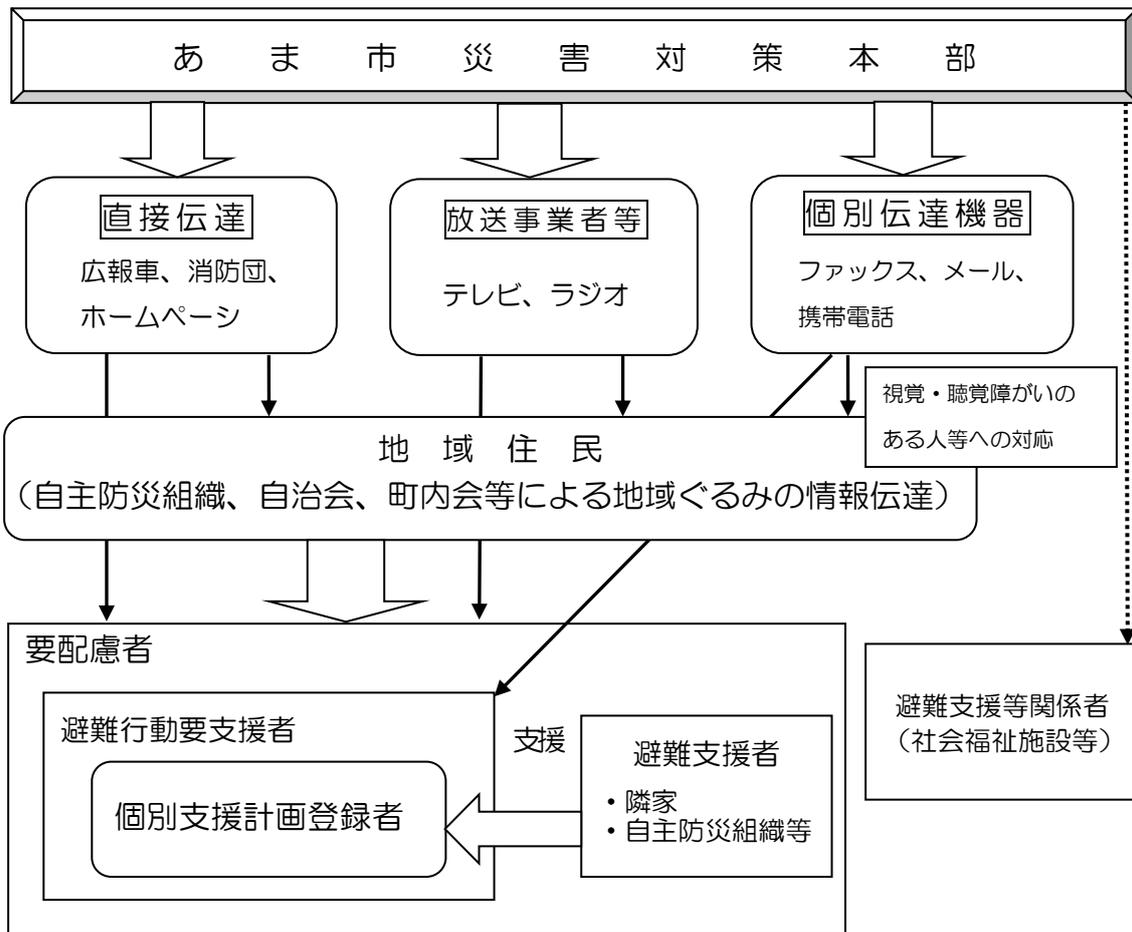
(3) 地域コミュニティの互助意識の醸成

災害発生直後に避難行動要支援者を避難させる場合は、同居の家族のほか、近隣の住民の積極的な協力が必要である。

このため、避難行動要支援者を含めた自治会、町内会等のコミュニティにおいて、日ごろから互助意識を育み、避難行動要支援者の避難誘導の方法について話し合っておく必要がある。

一方、避難行動要支援者自身も近隣住民とのつながりができるよう、自らも努力することが望まれる。

<避難行動要支援者の情報伝達イメージ>



<情報伝達時に配慮すべき事項等>

区分	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ・拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ・携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ・拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ・行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ・携帯ラジオ、点字、音声出力装置、音声変換が可能な電子／携帯メール、文字の拡大装置等。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。 ・手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。 ・掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子／携帯メール、文字放送テレビ等。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション方法は点字、手話、触手話、拡大文字など多種の方法があり、盲ろう者の個々の状況によって異なる場合がある。 ・また、情報を発信する時と、受信する時のコミュニケーション方法が異なる場合もあるため、複数の盲ろう者向けコミュニケーション技術を持つ人などを配置する配慮が必要である。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできないので、個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。 ・精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 ・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝える、具体的な内容を伝える。
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、短い言葉で、繰り返し、情報を伝える。 ・精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 ・特に自閉症の人の場合には、理解できる方法（実物、写真、絵、図、文字等）で情報を伝えることも有効である。 ・突然の予定変更が苦手な人が多いので、変更が生じたときは早く伝える、具体的な内容を伝える。 ・全体に話したことが自分に言われていると気づかないことが多いため、伝達されているか個別に確認する必要がある。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的に不安定にならないよう配慮しながら、具体的に、わかりやすく情報を伝える。

区分	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできない場合があるため、個々人の障害状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> 日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語及びやさしい日本語による情報提供や絵やピクトグラムが有効である。 出身国の言語、風習に対応できるよう、地域の実情に応じた対応が必要である。 災害多言語支援センターの利用を促す。

出典：「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」愛知県（平成26年12月）

3 安否確認の実施

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、避難支援等関係者、関係機関と協力して迅速かつ的確に避難行動要支援者の安否確認を行う。

（1）災害発生時の安否確認

被災した寝たきり高齢者や歩行困難な障がい者等は自力では脱出できず、自宅でのままの状態が続くと、健康を著しく損なったり、生命に危険が及ぶことも予想されるため、次の点に注意し避難行動要支援者の安否確認を迅速に行う。

①市があらかじめ把握した避難行動要支援者の所在情報を開示することにより、避難支援等関係者等の協力を得て、自宅等に取り残された避難行動要支援者がいないかどうか現場での確認を行う。さらに、避難所において避難行動要支援者の所在把握に努める。

②あらかじめ定められた情報伝達網により迅速に行う。また、市は迅速に安否確認の結果を集約し、不明者については、障がいの状態等に応じた情報伝達手段を講じることにより、再度、安否確認を行う。

③避難行動要支援者の中でも特に人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入しているなど、緊急の対応を要する者については、関係機関と協力して迅速に安否確認を行う。

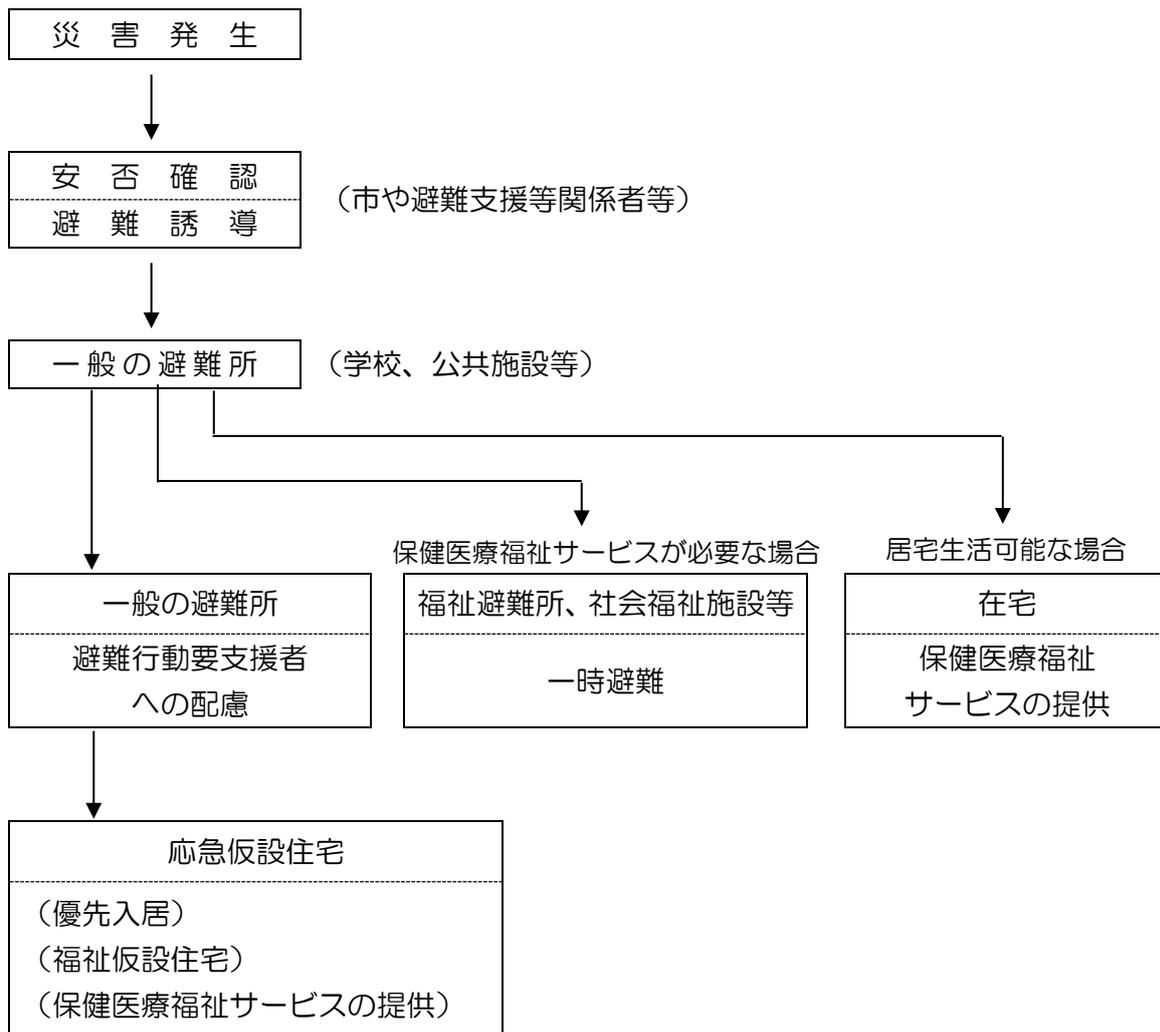
（2）避難行動要支援者の救出、避難誘導等

平常時から在宅福祉サービスの提供を受けている高齢者、障がい者等が、災害の発生により家族の支援を失ったり、自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障をきたすなどにより、新たな支援を必要とする場合がある。

したがって、以下の点に注意して、災害時の救出、避難誘導等を行う。

- ①救出、避難誘導については、警察や消防等の指示のもとに行われることが望ましいが、迅速に行うためには、警察や消防等の活動が軌道にのるまでの間は、避難支援等関係者の協力を得ながら、安否確認と併せ一体的に行っていく。
なお、地域全体が被災するなどの理由によって自主防災組織等が機能しない場合には、市は警察、消防等と協力し避難行動要支援者の所在情報を活用し、早急に安否確認や救出を行う。
- ②避難行動要支援者を発見した場合は、必要に応じ次のような措置をとるよう努める。
 - i まずは、一般の避難所へ誘導する。
 - ii その後、医療サービスの提供が必要とされる場合は、適切な医療機関や医療専門家チーム（ボランティアを含む）のもとへ搬送する。
 - iii また、居宅等における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。
 - iv その他、孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合は、必要な措置（保護）を行うとともに、児童相談センターへ通報する。
- ③避難行動要支援者が一般の避難所に緊急的に避難させることで避難生活した場合において、避難生活の長期化が見込まれるときは、福祉サービスを受けられる施設等に速やかに移動させる。

<避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の流れ図>



4 避難行動要支援者避難支援訓練の実施

市は、避難行動要支援者支援に関する防災意識の向上を図るため、防災訓練に避難行動要支援者の特性を考慮した内容を盛り込み、避難行動要支援者に参加を促すとともに、避難支援等関係者と協力、連携してより実践的な避難支援訓練の実施に努める。

6 避難所における支援体制

1 避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域防災計画に定める基準に基づき、早期に避難所の開設を行う。

開設に当たっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

2 支援体制の把握・確認

市は、平常時から避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における避難行動要支援者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練等を実施し、避難所における避難行動要支援者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

また、福祉関係者及び避難支援等関係者と協働し、施設の状況、避難行動要支援者に配慮した利用方法等について確認を行い、必要なときは改善する。

3 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に支援、介護等が必要な場合も多く、避難所においても介護等が必要となるケースが想定される。

特に、避難所生活が長期化する場合は、避難行動要支援者の利用にも配慮した環境を整備し、避難行動要支援者に対して日常的な介護・支援等ができるような体制づくりに努める。

大規模災害発生等により避難所のスペースや支援物資が限られた状況においては、障がいの種類・程度等や支援者の有無に応じて、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について、優先的に対応する。

市は、避難行動要支援者の利用にも配慮して次のような環境の整備に努める。

(1) 施設の整備改善

- ①段差の解消、手すりの設置等のバリアフリー化
- ②既設トイレの洋式化、障がい者用トイレへの改良、新設
- ③情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファックス、パソコン等）

(2) 仮設等による支援対策

- ①プライバシー確保のための間仕切り用パーティションの配置
- ②畳、マット、簡易ベッド等の配置

- ③車椅子、障がい者対応型仮設トイレ等の配置
- ④知的障がい者、精神障がい者のための別室の確保
- ⑤要介護者等のおむつ交換場所の確保 等

4 福祉避難所

市は、一般の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努めるものとする。民間社会福祉施設を福祉避難所とする場合は、「災害時に避難行動要支援者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」(様式第6号)により、協定を締結し、円滑に福祉避難所の開設・受入・運営が行える体制を整備する。なお、様式は必要に応じて変更できるものとする。

(1) 福祉避難所の対象者

避難行動要支援者のうち避難所での生活に支障をきたすため避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、身体等の状況が医療機関や福祉施設等に入院・入所するに至らない程度の在宅の者を対象者とする。対象者を介助する家族等も対象者とともに避難する。

(2) 福祉避難所への移送

市は、避難行動要支援者名簿から、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、その状況に応じて福祉避難所へ移送する。

(3) 福祉避難所の設置・運営等

市は、福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定する。

福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受け入れ可能人数、費用負担等について事前に明らかにしておくことにより、円滑な福祉避難所の開設、運営を図る。

なお、災害時において指定した福祉避難所を開設する場合は、当該施設管理者と連絡調整を十分に行い、当該施設本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないように配慮する。

災害により身体・精神的負担を受けたことにより、症状・状態が悪化する可能性もあることから、福祉避難所に避難している避難行動要支援者の状態には十分に注意する。

(4) 緊急入所等について

すでに介護認定を受けている者又は被災後介護認定を受けた者について、症状の急変等により介護や医療処置、治療が必要になった場合は、短期入所、緊急入所、緊急入院等により対応する。

5 心身の健康について

医師、保健師、看護師等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じて必要な医療ケアを実施するとともに、障がいの重度化や合併症の予防に留意する。

また、被災によるショックや強い不安感、又は避難所生活が長期化する中で、ストレスが蓄積することによる精神的な負担を軽減する必要があることからボランティアや地域の人達が話し相手になることや気軽に手伝いを行うことなど、避難行動要支援者の継続的な見守り・支援を行う。

7 福祉救援ボランティアとの連携

災害時には、各地から多くのボランティアが駆けつけ、様々な場において、物資の仕分け・搬入、避難所の運営、食事の炊き出し等の多種多様なボランティア活動（災害救援ボランティア活動）が展開され、被災者の支援に大きな役割を果たすことが期待される。

こうした状況の中で、避難行動要支援者に対する日常生活支援や固有のニーズへの対応等に対して協力するボランティア活動（福祉救援ボランティア活動）の役割も大きいと考える。

1 ボランティア活動のニーズの把握

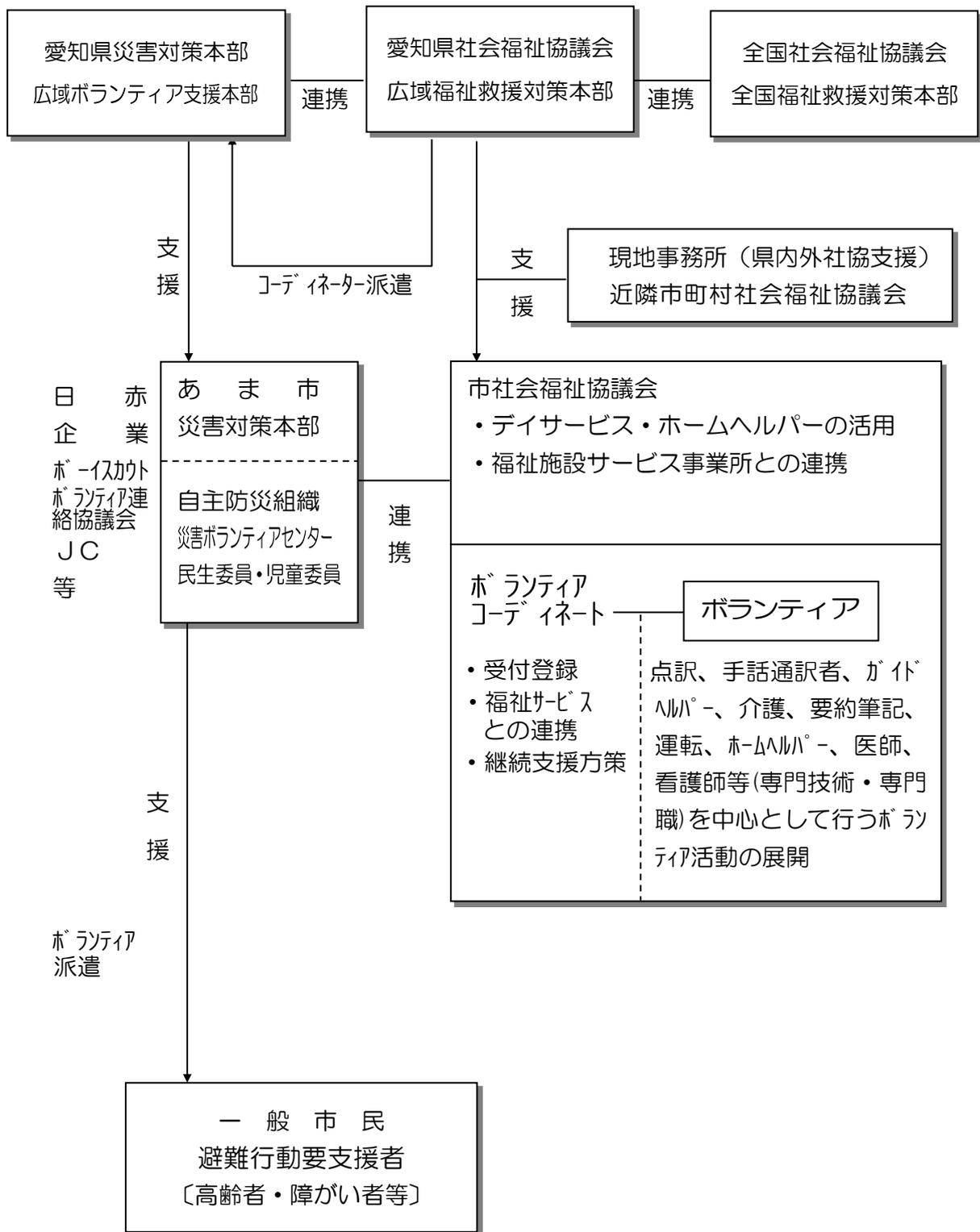
避難行動要支援者に対するボランティア活動が円滑に行われるためには、ボランティアに対するニーズを的確に把握する必要がある。

市社会福祉協議会は、市、NPO団体、ボランティア団体等と協力、連携して、時間経過に伴い変化するボランティアに対するニーズを把握する。

2 各種ボランティアの人材確保

市は、災害時における福祉救援ボランティア活動のため、平常時から市社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者の支援に役立つ要約筆記者、手話通訳者、外国人のための通訳者等、各種の福祉救援ボランティアの人材を確保する。

<ボランティア活動フローチャート>



資料編

<要配慮者の特性と配慮を要する事項>

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
一人暮らし高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 健康であっても加齢により行動機能が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域とのつながりが希薄な場合があり、情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
ねたきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 自力での行動が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。 避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 自分で状況判断、避難が困難である。 自分の状況を伝えることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者が必要である。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> 視覚による情報収集、状況判断が困難である。 単独での迅速な避難行動が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。 避難支援者が必要である。 避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。 盲導犬に関する配慮も必要である。
聴覚平衡障害 音声・言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> 音声による情報取得、情報判断が困難である。 音声言語で状況を伝えることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> 目と耳の両方に障害がある方は、情報収集、状況判断が非常に困難である。 単独での迅速な避難行動が非常に困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 盲ろう者には、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など見え方や聞こえ方の程度によって、コミュニケーション方法は様々で、目と耳のどちらが先に見えにくく（聞こえにくく）なったか、またはその時期、それまでに受けてきた教育などによって異なるため、情報伝達方法に配慮が必要である。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> 自力での行動が困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難する場合に、車いす、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者が必要である。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
内部障害者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の医療器材、医薬品、食品が必要である。 • 外見では障害が分かりにくい場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 • 医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 • 避難支援者が必要な場合がある。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難である。 • 環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要である。 • 障害のタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 • 常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 • 「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 • 避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 • 「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。 • 服薬管理が必要である。 • トイレ、食事等の配慮が必要である。
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> • 知的な障害がある人から無い人までである。 • 自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難な場合がある。 • 環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 • 集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難支援者が必要である。 • 障害のタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 • 常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 • 「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 • 避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 • 「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。 • 服薬管理など、医療機関との連携が必要である。 • トイレ、食事等の配慮が必要である。

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> 環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 薬の継続的服用が必要な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者が必要な場合がある。 常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 服薬管理など、医療機関との連携が必要である。
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> 記憶障害、注意障害、遂行機能障害等により、自分で状況判断、避難が困難である。 集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者が必要である。 個人の障害状況に応じた情報伝達に努めることが必要である。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> 行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者が必要な場合がある。 医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 自分で状況判断、避難が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活での衛生管理、騒音などへの心配りが必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> 日本語の理解力により、情報収集、状況判断が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 多言語等による情報伝達手段の確保が必要である。

出典：「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」愛知県（平成26年12月）

<本市における避難行動要支援者の人数>

区分	人数（人）	総人口に占める割合（％）
総人口	88,539	100.00
在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護3～5	205	0.23
身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓、ぼうこう、直腸機能障がいのみで該当する者は除く）	646	0.73
療育手帳Aを所持する者	210	0.24
精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者	87	0.10
市の生活支援を受けている難病患者	0	0
避難行動要支援者数合計	1,148	1.30

（平成28年3月1日現在）

様式第1号

あま市高齢者・障害者台帳

					区分		
氏名		性別		電話		緊急通報	有・無
生年月日		住所					
家族構成	氏名	性別	生年月日	氏名	性別	生年月日	
緊急時の連絡先	氏名	住所		続柄	電話		
心身状況	健康状態	1. 健康 2. 病気・病弱					
		主病名			医療機関		
	医療	1. 人工透析 2. 人工呼吸器 3. 酸素療法 4. インシュリン療法					
日常生活状況	歩行	1. 自立 2. 歩行介助 3. 歩けない（車いす・担架）					
	食事	1. 普通食 2. 流動食 3. 経管栄養					
	排泄	1. 自立 2. おむつ使用 3. ストマ使用（便・尿）					
その他特記事項							
担当民生委員							

災害及び緊急発生時などに支援を受けたいので、この台帳の個人情報をお海部東部消防組合消防本部、関係行政機関及び避難支援等関係者に提供することについて同意します。

年 月 日

あま市長 様

本人氏名 _____

代理人氏名 _____ 続柄 _____

様式第3号

避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： <input type="checkbox"/> 手帳所持 障がい名：() 等級： 級 <input type="checkbox"/> その他（特記事項）		
電話番号		ファックス番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、下線部に障がい名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援を必ず受けられることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から守るために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等）を避難支援等関係者に提供することに、

同意します

趣旨を十分理解した上で、同意しません

同意するかしないかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます

年 月 日 氏名

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者名簿を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行うことがありますので、その際にご協力ください。

様式第4号

避難行動要支援者名簿等に係る個人情報の保護に関する誓約書

あ ま 市 長 様

私は、提供のありましたあま市避難行動要支援者避難支援計画に基づく避難行動要支援者名簿の情報の取り扱いに関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びあま市個人情報保護条例（平成22年あま市条例第8号）の趣旨を尊重して関係規定を遵守し、他への漏えい及び私的利用はしないことを誓います。

年 月 日

住所、又は
機関の所在地：

氏名、又は
機関名及び代表者名：

㊞

あま市避難行動要支援者個別支援計画

避難時に配慮しなくてはならない事項	<あてはまるものすべてに☑> <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> その他 □ 音が聞こえない（聞き取りにくい） □ 言葉や文字の理解がむずかしい □ 顔を見ても知人や家族とわからない
-------------------	--

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2： 電話番号2：
緊急時の連絡先 ②	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2： 電話番号2：

【特記事項】 （普段いる部屋、寝室の位置） （不在時の時の目印、避難済の目印） など	
---	--

避難支援者情報 ①	フリガナ 氏名 （団体名及び代表者） 住所 連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他： 電話番号2： 電話番号2：
避難支援者情報 ②	フリガナ 氏名 （団体名及び代表者） 住所 連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他： 電話番号2： 電話番号2：

避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	
---------------------------------	--

上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、あま市に報告することを了承します。

年 月 日 氏名

様式第6号

災害時に避難行動要支援者の福祉避難所として 民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難行動要支援者が避難を余儀なくされた場合に、あま市（以下「甲」という。）が、〇〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「避難行動要支援者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護3～5の認定のうち居宅介護の者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓、
(2) ぼうこう、直腸機能障がいのみで該当する者は除く）で居宅介助の者
- (3) 療育手帳Aを所持する者で居宅介助の者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で居宅介助の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者で居宅療養の者
- (6) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった避難行動要支援者及びあらかじめ指定する福祉避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号の避難所をいう。）では対応が困難な避難行動要支援者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 〇〇〇〇

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な避難行動要支援者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、避難行動要支援者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が避難行動要支援者を適切に介護できるよう看護師、介護福祉士及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、避難行動要支援者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) あま市木田戌亥18番地1
あま市
代表者 あま市長 〇〇 〇〇

(乙) 〇〇〇〇
〇〇〇〇

災害時に避難行動要支援者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書についての解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第1条 (避難を余儀なくされた場合)	<ul style="list-style-type: none"> • 住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 • 介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合 • その他これに準ずると認められる場合
第3条第2項 (できる限り受諾)	<ul style="list-style-type: none"> • 入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 • ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。
第6条 (自施設への移送)	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
第7条第2項 (介護支援者の確保)	<ul style="list-style-type: none"> • 災害発生直後においては、看護師、介護福祉士、ボランティア等、できる限り資格のある者を募り配置する。
第8条 (経費の負担)	<ul style="list-style-type: none"> • 経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第9条 (受入可能人員、介護支援者数、必要物資)	<ul style="list-style-type: none"> • 受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） • 施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数） • 必要物資等（受入人員から想定して必要となる物資等の数量）
第11条 (疑義の解決)	<ul style="list-style-type: none"> • 疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

< 参考 >

あま市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務における個人情報の利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 実施機関がその行う事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (6) 他の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けるものが、その行う事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (8) 本人以外のものに保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で保有個人情報を自ら利用し、又は提供することについて特別の理由があると実施機関が認めたとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

あま市避難行動要支援者避難支援計画

平成28年3月

発行 あま市

編集 あま市福祉部社会福祉課